

事務連絡
平成24年10月26日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

就労継続支援A型事業・就労移行支援事業に係る
報酬改定（10月実施分）の周知徹底について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、標記の取扱いにつきましては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成24年3月30日障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により通知をしているところですが、本年10月1日より適用となったことから、平成24年10月22日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議においても、再度、周知についてお願いしたところです。

一方で、障害保健福祉関係主管課長会議の開催日以降も個別の事業所から、具体的な計算方法（A型の短時間利用者の割合の計算が直近3月の週平均を用いる等）について、これまでに所管行政庁から周知がされておらず、不適切な対応ではないかとの連絡が厚生労働省に寄せられる事例があったところです。

つきましては、管内市（区）町村や事業所団体はもとより、個別の就労継続支援A型事業所・就労移行支援事業所にもれなく周知徹底が図られるよう、重ねてお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課就労支援係 杉渕、小室
Tel：03-5253-1111（内線3044）